

渋谷区の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)申込みにあたって

◎対象者

要介護認定「3～5」の方 及び 要介護認定「1・2」の方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由(①～④)がある方

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である

◆申込時点で要介護3以上の方で、申込後、要介護度が1・2に変更となった場合、上記①～④の事由に該当しない方は、入所の対象となりません。

◎申込方法

渋谷区指定介護老人福祉施設等入所申込書に必要事項を記入し、介護保険被保険者証の写しを添付して、下記の申込先にご提出ください。(印鑑をお持ちください。)

※申込みは随時受け付けます。(約3か月後の入所希望者名簿に登載されます)

※同時に複数の特別養護老人ホームに申し込むことができます。申込箇所数に制限はありません。

※要介護度1・2の方は、申込書の入所希望理由欄に上記①～④の事由等を必ず記入してください。

入所を希望する施設	申 込 先
区内施設のみ	希望する区内の特別養護老人ホーム ※区内施設を複数箇所希望する場合は、各施設へそれぞれ直接お申込みください。
区内・区外施設の両方	
区外施設のみ	地域包括支援センター 又は 高齢者福祉課

◎優先度評価

各施設では、申込書を基に判定基準点数表による集計をして優先度評価を行い、入所希望者名簿(高点数順)を作成します。(介護の状態を把握するため地域包括支援センター職員がご連絡、あるいはご自宅を訪問することがあります。)

◎結果通知

申込者へは、優先度評価の結果を送ります。

※有効期間は、申込者の要介護認定期間までとなります。要介護度が変更になったとき、要介護認定が更新されたとき等は、改めて申込みが必要となりますのでご注意ください。

◎入所者の選定・決定

施設は、入所希望者名簿を基に施設の空き状況(男女別構成、医療状況等)も考慮の上、入所候補者を選定し、候補者へ入所意思確認の連絡をします。

その後、施設職員による面接等を行い、入所判定会議を経て入所者を決定します。
※施設が入所意思確認の連絡をした際に、申込者の都合により一時辞退をした場合は、その施設の入所希望者名簿から順位を繰下げ、又は名簿から除外させていただきます。(特別な事情がある場合を除きます。)

※要介護1・2の方については、上記①～④の事由等を各施設が調査し、区に報告した上で、入所の対象となるか判断します。

申 込 み

優先度評価

結果通知

入所者の
選定・決定